官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三九五）　二
○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三九六）　三
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三九七）　四
〔省　令〕
○行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（**総務**一〇三）　五
○行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇四）　六
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一六）　六
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**一一五）　六
〔法規的告示〕
○こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（**こども家庭庁・厚生労働**九）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（**厚生労働**三〇三）　六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**三〇四）　六
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（**内閣官房**一）　七
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（**内閣府**一三一）　七
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物及び添加物の公表を行う件（**同**一三二）　七
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一四三）　七
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**三〇四）　七
○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和八年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件（**同**三〇五）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**九〇）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二四〇、二四一）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**六四）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一二、一一三）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二七、一二八）　九
○民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則を告示する件（**最高裁**四）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　10
〔皇室事項〕　10
〔官庁報告〕
官庁事項　10
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　10
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　11
基本測量関係事項公告（国土交通省）　11
〔公　告〕
諸事項　11
官庁
保険仲立人保証金取戻し関係　11
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　11
会社その他　27

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三百九十五号）（内閣府本府）

1　関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整備を行う。

2　経過措置

(1)　独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の解散に伴い国が承継する資産の範囲等を定める。（第九条関係）

(2)　独立行政法人男女共同参画機構（(4)及び(5)において「機構」という。）が行う会館の積立金の処分に関する経過措置を定める。（第十条関係）

(3)　会館の解散の登記の嘱託等について定める。（第十一条関係）

(4)　機構が会館から承継する資産の価額の評価について、評価委員の任命その他必要な事項を定める。（第十二条関係）

(5)　機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定める。（第十三条関係）

3　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百九十六号）（総務省）

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月二十四日とする。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百九十七号）（厚生労働省）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

政令

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十五号

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに同法第十三条第四項及び附則第三条第三項、同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十二条第四項並びに独立行政法人男女共同参画機構法附則第三条第七項、第四条第三項及び第十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第八条）
第二章　経過措置（第九条―第十三条）
附則

第一章　関係政令の整備

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を「、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人男女共同参画機構」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

五十二　独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第五条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館（以下「旧国立女性教育会館」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人男女共同参画機構の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百九十八　旧国立女性教育会館（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四十五　旧国立女性教育会館

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「独立行政法人大学入試センター」の下に「、独立行政法人男女共同参画機構」を加える。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構」を「、国立研究開発法人日本医療研究開発機構及び独立行政法人男女共同参画機構」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第五条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）第十三条第一項	内閣府令	一般会計

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削る。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「独立行政法人国立女性教育会館」を「独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第八条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　独立行政法人男女共同参画機構の組織及び運営一般に関すること。

第二章　経過措置

（国が承継する資産の範囲等）

第九条　独立行政法人男女共同参画機構法（以下「機構法」という。）附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、内閣総理大臣及び文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

2　前項の国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に関する経過措置）

第十条　独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）は、機構法附則第三条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による処理において、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この項及び第十三条第二項において「通則法」という。）第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合であって、その額に相当する金額の全部又は一部を機構法附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される機構法附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（以下この項及び第三項において「なお効力を有する旧会館法」という。）第十二条第一項の規定により機構の令和八年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出し、同年六月三十日までに、なお効力を有する旧会館法第十二条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一　なお効力を有する旧会館法第十二条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2　前項の承認申請書には、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の令和七年四月一日に始まる事業年度（以下この項及び次項において「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、会館の最終事業年度の損益計算書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3　機構は、なお効力を有する旧会館法第十二条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この条において「国庫納付金」という。）の計算書に、会館の最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、会館の最終事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和八年六月三十日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した前項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

4　内閣総理大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

5　国庫納付金は、令和八年七月十日までに納付しなければならない。

6　国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（会館の解散の登記の嘱託等）

第十一条　機構法附則第三条第一項の規定により会館が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第十二条　機構法附則第四条第二項の評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一　内閣府の職員　一人

二　財務省の職員　一人

三　文部科学省の職員　一人

四　機構の役員（令和八年三月三十一日までの間は、会館の役員）　一人

五　学識経験のある者　一人

2　機構法附則第四条第二項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　機構法附則第四条第二項の規定による評価に関する庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課の協力を得て処理する。

（機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置）

第十三条　機構についての独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（次項において「共通事項政令」という。）第十三条の規定の適用については、同条第二号中「の総額」とあるのは「以下この号において単に「契約」という。）の総額（以下この号において「機構契約総額」という。）又は独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館との間に締結した契約の総額（以下この号において「旧会館契約総額」という。）」と、「当該契約の総額」とあるのは「機構契約総額又は旧会館契約総額」とする。

2　機構法の施行の日の前日の属する年度（共通事項政令第十七条に規定する年度をいう。以下この項において同じ。）に会館の理事長に対してされた通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に会館の理事長が講じた通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容に係る同条第三項の規定による報告については、機構の理事長が行うものとする。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十六号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月二十四日とする。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省令第百三号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項（同法第二十二条第三項及び第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

総務大臣　林　芳正

行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項（同法第二十二条第三項及び第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同法第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省令第百四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項（同法第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

総務大臣　林　芳正

行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令

行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第五条**　法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法は、審査庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同項に規定する旨（第一号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（審査庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの 2　前項の規定は、法第六十一条において準用する法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「審査庁」とあるのは「処分庁」と、「同項」とあるのは「法第六十一条において準用する法第五十一条第三項」と、同項第一号中「審査庁」とあるのは「処分庁」と読み替えるものとする。 3　第一項の規定は、法第六十六条第一項において準用する法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「同項」とあるのは「法第六十六条	［新設］

第一項において準用する法第五十一条第三項」と、同項第一号中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と読み替えるものとする。

第六条　［略］

第五条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百十六号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条及び第十九条の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（就職促進手当） **第一条の四**　法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。 一～六　（略） 七　次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの イ　次のいずれにも該当する者 (1)～(3)　（略）	（就職促進手当） **第一条の四**　法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。 一～六　（略） 七　次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの イ　次のいずれにも該当する者 (1)～(3)　（略）
(4)　厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第七十二条から第八十二条まで、第八十三条の二、第八十四条の二、第九十二条、第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者 ロ～ニ　（略） 2～15　（略）	(4)　厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第七十二条から第八十二条まで、第八十三条の二、第九十二条、第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者 ロ～ニ　（略） 2～15　（略）

附　則

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

○国土交通省令第百十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（次長） **第四条の二**　東京航空局総務部、空港部及び保安部並びに大阪航空局総務部、空港部及び保安部に、それぞれ次長一人を置く。 2　（略） （航空管制官） **第六十五条**　（略） 2　（略）	（次長） **第四条の二**　東京航空局総務部及び空港部並びに大阪航空局総務部及び空港部に、それぞれ次長一人を置く。 2　（略） （航空管制官） **第六十五条**　（略） 2　（略）

改正後	改正前
3　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。	3　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。
4・5　（略）	4・5　（略）
6　中部空港事務所、関西空港事務所及び大分空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。	6　中部空港事務所、関西空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。
7　（略）	7　（略）
（航空管制技術官）	（航空管制技術官）
第六十六条　（略）	**第六十六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。	4　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。
5～9　（略）	5～9　（略）

附　則

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

法規的告示

○こども家庭庁厚生労働省告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十七号）の施行に伴い、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　上野賢一郎

本則中「第四十四条第三項第一号イ」を「第五十二条第三項第一号イ」に改める。

○厚生労働省告示第三百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月三十日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
一般名 / 適用日	一般名 / 適用日
（削る） / （削る）	セイヨウトチノキ種子エキス / 令和六年十一月三十日
（略） / （略）	（略） / （略）
イトプリド / （略）	イトプリド / （略）
セイヨウトチノキ種子エキス / 令和七年十一月三十日	（新設） / （新設）

○厚生労働省告示第三百四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十八　（略）	一～二十八　（略）
二十九　削除	二十九　メトホルミン経口投与及びテモゾロミド経口投与の併用療法　膠芽腫（初発のものであって、テモゾロミド経口投与及び放射線治療の併用療法後のものに限る。）
三十～五十八　（略）	三十～五十八　（略）

その他告示

○内閣官房告示第一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十八日

内閣官房の庁舎であって東京都港区赤坂二丁目四番六号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都港区	赤坂二丁目四番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町二丁目二番から七番まで及び十番から十二番まで並びに霞が関三丁目七番
	東京都港区	赤坂一丁目一番、三番から九番まで及び十一番（次の図面に示す部分に限る。）、赤坂二丁目一番から二十番まで、赤坂三丁目四番から六番まで及び十二番から十四番まで並びに赤坂六丁目二番、五番（次の図面に示す部分に限る。）及び六番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣官房に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

附　則

この告示は、令和七年十二月八日から施行する。

○内閣府告示第百三十一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十八日

内閣府の庁舎であって東京都港区虎ノ門二丁目二番三号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都港区	虎ノ門二丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関三丁目二番から八番まで
	東京都港区	赤坂一丁目一番から十一番まで、虎ノ門一丁目二番、三番、七番、九番から十七番まで及び二十一番から二十三番まで、虎ノ門二丁目一番から六番まで、九番及び十番、虎ノ門三丁目一番から六番まで、七番（次の図面に示す部分に限る。）、八番及び十一番並びに虎ノ門四丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

附　則

この告示は、令和七年十二月八日から施行する。

○内閣府告示第百三十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
てんさい	除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイＫＷＳ20－１系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
キシラナーゼ	ＮＧＸ株を利用して生産されたキシラナーゼ	ダニスコジャパン株式会社

○法務省告示第百四十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月二十八日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

茂木　善樹

○財務省告示第三百四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年十月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十一月二十八日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	1,500,000,000円	100.56円
〃	第24回	1,200,000,000円	101.99円
〃	第30回	3,500,000,000円	99.46円
〃	第30回	13,900,000,000円	99.54円
合計		20,100,000,000円	

○財務省告示第三百五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和八年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和七年十一月二十八日

財務大臣　片山さつき

年〇・八パーセント

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　盛岡市津志田町一丁目一〇一番一一から同市南仙北二丁目二三番二まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十八日

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門三丁目八〇番まで	前	二六・九八～三七・〇九メートル
	後	二八・〇九～四二・四三メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一　号　東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十八日

○北陸地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿賀野市上黒瀬字下夕川原二六一番一から同市寺川原字柳島五〇一番三地先まで	前	一一四・一五～二四一・三八メートル
	後	一〇九・〇二～二一八・〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小野市池尻町字山添江五六〇番一から同市市場町字南山九二六番三五五まで	前	三四・九五～一八三・九三メートル
	後	三四・二六～一二六・一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十五号　小野市池尻町字請所六三三番二三から同市市場町字南山九二六番三四一まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月三十日十六時

○九州地方整備局告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第七項の規定により本整備局長において実施中の球磨村道の災害復旧工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
松本大坂間線	熊本県球磨郡球磨村大字大瀬字大久保から同村大字一勝地丁字下村まで	災害復旧	令和七年十一月二十九日
松本線	熊本県球磨郡球磨村大字大瀬字黒那子から同村大字一勝地丁字八重尾谷まで		

○九州地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　号　臼杵市野津町大字野津市字間戸二二二四番一から同市野津町大字野津市字岩上二三五五番二まで　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十八日

○最高裁判所告示第四号

関係規則の規定に基づき、民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則を次のように定めたので、告示する。

令和七年十一月二十八日

最高裁判所

民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則

（民事訴訟規則第四十五条の二等の通信方式）

第一条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十五条の二及び民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第三号の最高裁判所の細則で定める通信方式は、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式とする。

（民事訴訟規則第五十二条の九第一項に規定する事項を入力する方法等）

第二条　民事訴訟規則第五十二条の九第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）及び民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）附則第十条第一項に規定する事項を入力する方法は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

一　ファイル形式がＰＤＦ形式であること。

二　出力した場合における用紙の大きさを日本産業規格Ａ４又はＡ３とすること。

2　裁判所は、電子判決書の作成に用いる場合、当事者に視覚障害がある場合その他必要があると認める場合には、前項の電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した者又は記録しようとする者に対し、当該電磁的記録のほか、音声情報に変換可能な情報を有するファイル形式その他の適切なファイル形式の電磁的記録を裁判所に提供することを求めることができる。

（電磁的記録のファイルへの記録の方法等）

第三条　次の各号に掲げる規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は提出若しくは送付する電磁的記録は、前条第一項各号の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一　民事訴訟規則第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項、第二十四条第三項及び第四項、第三十四条第八項、第四十九条第二項、第五十一条第三項及び第四項、第五十二条の六第四項、第五十二条の七第七項、第五十二条の二十第七項、第五十二条の二十二第二項、第五十五条第三項、第八十二条第三項、第百五条の三、第百二十四条第四項、第百三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項、第百四十三条第三項、第二百十一条第二項並びに第二百二十条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）

二　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）第四条の二第三項及び第四項、第九条第二項、附則第十四条第一項及び第二項、附則第十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条第一項

三　人身保護規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十二号）第二十七条第三項

四　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成二十七年最高裁判所規則第五号）第二条第四項及び第五項並びに第三十七条第二項

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十号）第八条第九項

六　人事官弾劾裁判手続規則（昭和二十五年最高裁判所規則第五号）第四条第二項

2　前項各号に掲げる規定により電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は提出若しくは送付しようとする者（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の四第一項第四号の命令を受けた者を除く。）は、当該者に係る当事者等識別符号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第三項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号をいう。次項において同じ。）及び暗証符号（同規則第三条の規定により設定された暗証符号をいう。次項において同じ。）を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為をしようとする者は、裁判所書記官から通知された提出等用識別符号（当該者に対し、裁判所書記官から当該行為をするためにその都度付与される符号をいう。）を当該者の使用に係る電子計算機から入力することをもって、当事者等識別符号及び暗証符号の入力に代えることができる。

一　民事訴訟規則第五十二条の七第七項の規定による調査結果に係る情報の入力

二　民事訴訟規則第百五条の三の規定による調査結果に係る情報を記録した電磁的記録の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録

三　民事訴訟規則第百四十三条第三項の規定による民事訴訟法第二百二十六条の嘱託に係る文書の画像情報の送付

（民事訴訟規則第六十三条の二等の場合における電磁的記録の入力方法）

第四条　民事訴訟規則第六十三条の二、第百四十九条の二第三項又は第百四十九条の三の規定により電磁的記録を提出し、又は送付しようとする者が入力する当該電磁的記録のファイル形式は、ＤＯＣＸ形式、ＸＬＳＸ形式、ＰＰＴＸ形式、ＪＰＥＧ形式、ＰＮＧ形式、ＰＤＦ形式、ＭＰ４形式又はＭＰ３形式とする。

2　前条第二項の規定は、前項に規定する者について準用する。

3　前条第三項の規定は、民事訴訟規則第百四十九条の三の規定による民事訴訟法第二百三十一条の三第二項（同法第百三十二条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する電磁的記録の送付をしようとする者について準用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出に係る電磁的記録の複製のファイルへの記録の方法等）

第五条　民事訴訟規則第百四十九条の二第一項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する電磁的記録の複製のファイル形式は、ＰＤＦ形式、ＪＰＥＧ形式、ＰＮＧ形式、ＭＰ４形式又はＭＰ３形式とする。

2　民事訴訟規則第百四十九条の二第一項の規定により提出する記録媒体に記録する電磁的記録の複製のファイル形式は、前項に規定するファイル形式とし、そのファイルのサイズは、裁判所の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能なファイルのサイズとする。ただし、当該電磁的記録を前項に規定するファイル形式及び裁判所の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能なファイルのサイズにより複製することが困難な場合には、当該電磁的記録の複製のファイル形式及びファイルのサイズは、当該電磁的記録のファイル形式及びファイルのサイズとする。

3　第三条第二項の規定は、民事訴訟規則第百四十九条の二第一項の規定により電磁的記録の複製を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しようとする者について準用する。

附　則

この細則は、民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の施行の日から施行する。

国会事項

衆議院

議案提出

十一月二十六日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

愛知・名古屋アジアパラ競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（文部科学委員長提出）

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外一名提出）

質問書提出

十一月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国境を超える匿名・流動型犯罪グループの対応に関する質問主意書（藤原規眞提出）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書（上村英明提出）

後発医薬品の品質及び先発医薬品の薬価見直しに関する質問主意書（長友よしひろ提出）

医療ＤＸと医療情報連携の全国標準化に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

法人版事業承継税制の特例措置に関する質問主意書（長友よしひろ提出）
金融経済教育推進機構が掲げる重要業績評価指標の進捗に関する質問主意書（水沼秀幸提出）
特定の企業に税金を値引きする不透明な租税特別措置に関する質問主意書（長妻昭提出）

質問書転送

十一月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。
太陽光発電と建築基準法に関する質問主意書
スルガ銀行及びＳＢＩアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問主意書
戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問主意書

議事日程

十一月二十七日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第六号
令和七年十一月二十七日（木曜日）
午後一時開議
第一　気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（文部科学委員長提出）
第三　医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会、内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十一月二十六日衆議院から次の議案が送付された。
自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（向山好一外一名提出）（衆第三号）
自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外一名提出）（衆第四号）

議案付託

十一月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）
内閣委員会に付託
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）
法務委員会に付託

質問主意書提出

十一月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。
東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問主意書（山添拓提出）（第五二号）
日米地位協定第二条第一項（ａ）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第五三号）

質問主意書転送

十一月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。
高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における台湾の帰属及び国家性の認識並びに台湾の「我が国と密接な関係にある他国」該当性に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四八号）
高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四九号）
高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁と日中平和友好条約との関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第五〇号）
消費税のいわゆる「益税」に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五一号）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年十一月二十八日
国立国会図書館長　倉田　敬子
国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則
国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。
第六十条第三号中「管理」の下に「の総括」を加える。
第六十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、令和七年十二月十七日から施行する。

人事異動

内　閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は十一月二十一日南アフリカ共和国へ出張のため出発した。
（水産庁増殖推進部長）農林水産事務官　福島　一
（欧州局ロシア課長）外務事務官　神田　鉄平
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会第四十二回会議日本政府代表代理を命ずる
期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）（十一月二十一日）
（堺簡易裁判所判事・大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　山地　修
判事兼簡易裁判所判事に任命する
（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　横田　昌紀
簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上十一月二十三日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は南アフリカ共和国へ出張のところ十一月二十四日帰朝した。
○環境大臣臨時代理解職
国務大臣　鈴木　憲和
環境大臣石原宏高帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　鈴木　憲和
内閣府特命担当大臣石原宏高帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上十一月二十四日）

内閣府

冨田　珠代
願に依り金融審議会委員を免ずる（十一月二十七日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十一月二十五日午後六時二十分御出門、第二十五回夏季デフリンピック競技大会東京二〇二五を御覧のため、東京アクアティクスセンター（江東区）へ行幸啓、同十時十四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十一月二十八日
東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四号
㈢	占用を制限する区域	盛岡市津志田町一丁目一〇一番一一から同市南仙北二丁目二三番二まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
	備考	

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十一月二十八日
(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年11月28日　中国地方整備局長　杉中　洋一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	53号	津山市昭和町一丁目88番から同市昭和町一丁目31番３までの上下線

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月28日　国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和７年	八戸 6—2	種市	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	弘前 11—4	鷹巣西部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新庄 14—3	鳥海山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	酒田 2—2	吹浦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟 14—4	矢代田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟 15—3	加茂	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮 4—1	石下	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長岡 2—2	越後吉田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田 14—1	高田西部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田 14—4	槙	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野 5—2	長野原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田 1—2	伊那	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊勢 15—2	大杉谷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪 4—4	奈良	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 1—3	大和郡山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	石垣島 2—3	伊野田	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和７年12月１日

公　告

諸　事　項

保険仲立人保証金取戻し公告

保険仲立人保証金規則（平成８年法務省・大蔵省令第３号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社コスモス・インシュアランス・ブローカーズ
２．住所　名古屋市中区栄一丁目12番10号
３．代表者の氏名　代表取締役　三村　琢磨
４．取戻しをしようとする保証金の額
20,000,000円
５．上記の者（登録番号東海財務局長第５号）の保証金につき保険業法第291条第６項の権利を有する者は、令和８年５月28日までに保険仲立人保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部金融監督第四課保険監督室に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年11月28日

東海財務局長　吉田　昭彦

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８７号
東京都千代田区内幸町２丁目１番４号
清算株式会社　株式会社アシスト
代表清算人　石田　総一
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
奈良市餅飯殿町30番地
清算株式会社　ＴＭ株式会社
代表清算人　三橋　　舞
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所

令和７年（ヒ）第１２号
北九州市若松区童子丸２丁目４番７号
清算株式会社　福岡ＫＫ株式会社
代表清算人　木村　征一
１　決定年月日　令和７年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２９号
大阪府松原市西大塚１丁目３番29号
清算株式会社　工藤工業株式会社
代表清算人　藤田　和也
１　決定年月日　令和７年11月14日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において清算株式会社に対する各協定債権につき、その債務（利息、遅延損害金等の一切を含む。）を全部免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前記第３の１の規定により行った債務の免除は、新たに発見された財産の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月三十一日
掲載頁　九頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月三十一日
掲載頁　九頁

令和七年十一月二十八日
東京都千代田区二番町三番地一〇
（甲）パースペクティブ株式会社
代表取締役　西谷　弘毅
東京都千代田区二番町三番地一〇
（乙）パースペクティブ・イノベートクロス株式会社
代表取締役　西谷　弘毅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は令和七年十一月一日付で商号変更及び本店移転しており、旧商号ＴＪ１株式会社、旧本店東京都千代田区霞が関三丁目二番五号として掲載されております。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月二十四日
掲載頁　二頁

（乙）https://www.acclimate-inc.com/

（丙）http://www.centan.jp/

令和七年十一月二十八日
東京都港区港南二丁目一六番一号
（甲）株式会社マクロミル
代表取締役　佐々木　徹
東京都港区港南二丁目一六番一号
（乙）株式会社アクリメイト
代表取締役　増井　俊介
東京都港区港南二丁目一六番一号
（丙）株式会社センタン
代表取締役　田中　尊信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月十一日
掲載頁　五十一頁（号外第二四八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月十一日
掲載頁　五十一頁（号外第二四八号）

令和七年十一月二十八日
東京都千代田区東神田二丁目一〇番地一四号日本センヂミアビル
（甲）コスモコンサルティング株式会社
代表取締役　白山　敞
東京都千代田区東神田二丁目一〇番一四号
（乙）シー・ジー・エス株式会社
代表取締役　白山　敞

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十七日

掲載頁　九十二頁（号外第二五二号）

令和七年十一月二十八日

東京都北区浮間五丁目五番一号

（甲）中外製薬株式会社

代表取締役　奥田　修

東京都中央区日本橋本町二丁目三番一一号

（乙）レナリスファーマ株式会社

代表取締役　草野　司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　九十八頁（号外第一四四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一六六頁（号外第一四四号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一四九頁（号外第一四四号）

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区神田三崎町三丁目二番四号

（甲）カンダコーポレーション株式会社

代表取締役　原島　藤壽

埼玉県加須市新利根二丁目七番地

（乙）株式会社ロジメディカル

代表取締役　増田　洋平

愛知県小牧市大字岩崎二七七〇番地四

（丙）株式会社名岐物流サービス

代表取締役　樋田　一成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/public_notice/

令和七年十一月二十八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階

（甲）株式会社ＣＡＲＴＡ　ＺＥＲＯ

代表取締役　宇佐美進典

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階

（乙）Ｄ－Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ　Ａｃａｄｅｍｙ株式会社

代表取締役　寺田　昇平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十八日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

（甲）株式会社ＦＡ　Ｐｒｏｊｅｃｔ

代表取締役　大出　悠史

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

（乙）ｂｉｊｏｕｘ株式会社

代表取締役　田中　将貴

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区麹町三丁目二番地

（甲）ｒａｋｕｍｏ株式会社

代表取締役　清水　孝治

東京都渋谷区恵比寿三丁目三番三号

（乙）株式会社アイヴィジョン

代表取締役　清水　孝治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）https://ivision.ne.jp

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区麹町三丁目二番地

（甲）ｒａｋｕｍｏ株式会社

代表取締役　清水　孝治

東京都渋谷区恵比寿三丁目三番三号

（乙）株式会社アイヴィジョン

代表取締役　清水　孝治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mori-san.com/nozakiorimono/

（乙）https://www.mori-san.com/nozakiorimono/

令和七年十一月二十八日

京都市上京区中立売通千本東入加賀屋町四〇二番地

（甲）株式会社もりさん

代表取締役　森　英明

京都市上京区御前通今出川上る二丁目北町六二二番地

（乙）野崎織物株式会社

代表取締役　森　英明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月一日

掲載頁　七十五頁（号外第九十九号）

令和七年十一月二十八日

大阪府高槻市朝日町三番一号

（甲）サンスター技研株式会社

代表取締役　大野　仁

大阪府高槻市朝日町三番一号

（乙）サンスターツバメックス合同会社

代表社員　サンスター技研株式会社

職務執行者　髙澤　邦人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gmpartners.sekisuihouse.co.jp/company/kessan.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　八十三頁（号外第六十九号）

令和七年十一月二十八日

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

（甲）積水ハウスＧＭパートナーズ株式会社　代表取締役　竹下　盛人

福岡市中央区天神一丁目一五番六号

（乙）積水ハウスＧＭパートナーズ九州株式会社

代表取締役　平田　一哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　七十六頁（号外第二三六号）

令和七年十一月二十八日

山形市流通センター一丁目一二番地の四

（甲）株式会社山形県食糧

代表取締役　阿部　恵

山形市流通センター一丁目一二番地の四

（乙）山形県食糧株式会社

代表取締役　尾形　幸広

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の北海道恵庭市西島松における系統用蓄電池システムの開発、建設、保有、運営事業に関する権利義務を、丙は甲の三重県伊賀市川西字池之南における系統用蓄電池システムの開発、建設、保有、運営事業に関する権利義務を、丁は甲の三重県松阪市幸生町字東沢及び同市上川町字西ノ丸における系統用蓄電池システムの開発、建設、保有、運営事業に関する権利義務を、戊は甲の北海道白老郡白老町字石山における系統用蓄電池システムの開発、建設、保有、運営事業に関する権利義務をそれぞれ承継し、甲はそれらを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（甲）ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

代表社員　ヘキサ・リニューアブルズ・ジャパン・デベロップメンツⅡ・ピーティーイー・エルティディ

職務執行者　ユウコ・シャー

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（乙）ハニカム1合同会社

代表社員　ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

職務執行者　ユウコ・シャー

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（丙）ハニカム5合同会社

代表社員　ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

職務執行者　ユウコ・シャー

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（丁）ハニカム6合同会社

代表社員　ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

職務執行者　ユウコ・シャー

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（戊）ハニカム9合同会社

代表社員　ヘキサ・エネルギーサービス合同会社

職務執行者　ユウコ・シャー

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

東京都世田谷区喜多見五丁目一五番七号

バリューコム合同会社

代表社員　東　千佳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

東京都豊島区池袋二丁目一六番一二号魚又ビル五〇一

ＶｏｉｄＶｉｓｉｏｎ合同会社

代表社員　清井　黛樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

岐阜県羽島郡笠松町北及一六七八番地の一

合同会社GoodFellow

代表社員　髙橋　寛明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

名古屋市西区名駅二丁目三四―一七セントラル名古屋七一一

合同会社ジェイカンパニー

代表社員　部谷　圭彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

愛知県知多郡阿久比町大字福住字高根台三二番地五

カッサーノ合同会社

代表社員　野坂　和人

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

香川県丸亀市蓬莱町一番地

企業組合大崎造船鉄工所

代表理事　大崎　幸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月28日

福岡県北九州市戸畑区北鳥旗町八番五―四〇二号

アネストホーム合同会社

代表社員　福谷　盤司

効力発生日変更公告

左記会社は、令和７年12月１日予定の吸収分割の効力発生日を令和７年12月８日に変更いたしましたので公告します。

令和７年11月28日

東京都新宿区大京町二二番地一

（甲）株式会社ＤＳＧＮ

代表取締役　間宮　秀樹

東京都渋谷区渋谷三丁目二七番一一号祐真ビル新館七階

（乙）株式会社グッドウェーブ

代表取締役　馬場　大介

効力発生日変更公告

左記会社は、令和７年12月１日予定の吸収分割の効力発生日を令和７年12月８日に変更いたしましたので公告します。

令和７年11月28日

東京都新宿区大京町二二番地一

（甲）株式会社ＤＳＧＮ

代表取締役　間宮　秀樹

東京都世田谷区赤堤四丁目四六番四号須賀ビル二階Ｂ

（乙）株式会社ニューフラッグ

代表取締役　間宮　秀樹

効力発生日変更公告

当社は、令和７年12月１日予定のダウ・ケミカル日本株式会社との吸収合併の効力発生日を令和７年12月22日に変更いたしましたので公告します。

令和７年11月28日

東京都品川区東品川二丁目二番二四号

ダウ・シリコーン・ホールディング・ジャパン株式会社

代表取締役　齋藤　雅則

効力発生日変更公告

当社は、令和７年12月１日予定の吸収合併の効力発生日を令和８年６月１日に変更いたしましたので公告します。

令和７年11月28日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号

株式会社Ｅｎｄｅａｖｏｕｒ

代表取締役　伊藤　翔哉

効力発生日変更公告

当社は、令和７年11月30日予定の吸収合併の効力発生日を令和８年２月20日に変更いたしましたので公告します。

令和７年11月28日

山口県岩国市山手町二丁目五番一〇号

株式会社高崎組

代表取締役　髙﨑　幹夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和８年１月15日であり、株主総会の決議は令和７年11月12日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年11月28日

山形県寒河江市越井坂町一四三―一

有限会社スポーツ館

代表取締役　阿部　勝利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年12月29日であり、株主総会の決議は、令和７年11月17日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年７月16日

掲載頁　五十一頁（号外第一六三号）

令和７年11月28日

埼玉県入間市狭山ヶ原一一番地一〇

マックスキニック精密株式会社

代表取締役　坂井　正博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億九千五百二十五万七千五百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月四日

掲載頁　一二二頁（号外第一二三号）

令和七年十一月二十八日

東京都江東区塩浜二丁目四番二〇号

Rapyuta Robotics株式会社

代表取締役　アルドチェルワン　クリシナムルティ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百五十一万六千円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　四十六頁（号外第一五九号）

令和七年十一月二十八日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号住友不動産六本木通ビル　ＣＡＰＳ株式会社

代表取締役　鶴谷　武親

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三十一億五千万円減少し金五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十八日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二一号ＰＭＯ池袋Ⅱ　ブラッコ・ジャパン株式会社

代表取締役　坂本　哲章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一四億二千七百六十七万三千六百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、当社は、令和七年八月四日付で本店移転しており、旧本店東京都千代田区麹町六丁目二番地六として掲載されております。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月三十日

掲載頁　十四頁

令和七年十一月二十八日

東京都港区三田三丁目五番一九号住友不動産東京三田ガーデンタワー二七階

株式会社カナリー

代表取締役　佐々木拓輝

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金が三億九千五百万円となることを条件に資本金の額を三億円減少いたします。

但し、この条件を満たす募集株式の発行がなされない場合は資本金の額を一億七千万円減少といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はございません。

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

Ｗ４パートナーズ株式会社

代表取締役　岡部　健介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四〇〇〇万八〇〇〇円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　四十八頁（号外第二五三号）

令和七年十一月二十八日

東京都中央区勝どき二丁目八番一二号東京ビュック中銀一四二二号室

Ａｓｉａ　Ｈｅａｌｔｈｃａｒｅ　Ａｄｖｉｓｏｒｙ株式会社

代表取締役　吉永　東峰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　八十九頁（号外第二四六号）

令和七年十一月二十八日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四六番五号

ＫＭ新宿ビル五階　株式会社カラフル

代表取締役　北浦　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五百五十万円減少することにいたしました。また、資本金の額の減少の効力が生ずる日までに新株式が発行された場合には、当該新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十八日

東京都中央区日本橋室町一―九―一五千切屋東京ビル八階　ヘカバイオ株式会社

代表取締役　クレア・ロバート・エヴァンズ

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月一日から令和七年十二月八日までの日を払込期日又は給付期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、その全額を資本準備金とすることとし、最終的な資本金の金額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　五十五頁（号外第九十四号）

令和七年十一月二十八日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ＧＭＯグローバルスタジオ株式会社

代表取締役　橋口　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千万円（ただし、令和七年十二月二十日までに払込みが行われる当社の株式発行により増加する資本金の額が二億五千万千百四十円を下回る場合は、五億四千万円から当該下回る額を控除した金額）減少し、資本金の額を九千四十五万六千百四十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://oceanusbio.jp/kokoku

令和七年十一月二十八日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー十五階

オシアナスバイオ株式会社

代表取締役　綱場　一成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二五億二五一〇万円減少し四億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　四十一頁（号外第一一四号）

令和七年十一月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂インターシティ　Ｃｂｏｅジャパン株式会社

代表取締役　色川　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千八百五十二万七千六百五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://jamm-pay.jp/corp/ir/public-notice

令和七年十一月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社Ｊａｍｍ

代表取締役　橋爪　捷

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億三千三百二十三万二百九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

https://craif.com/

令和七年十一月二十八日

東京都新宿区新小川町八番三〇号

Ｃｒａｉｆ株式会社

代表取締役　小野瀬隆一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十八日

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ウ字九四番地

有限会社上野鮮魚店

代表取締役　上野　仁寛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百九十九万九千八百五十五円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和七年十二月三十一日までに資本金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少し、その全額を資本準備金とすることにより、最終的な資本金の額を一千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.angelforest-resorts.com/

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号

株式会社エンゼルフォレストリゾート

代表取締役　田中　耕介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千五百万円、資本準備金の額を一億二千六百六十四万三千七百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　七十六頁（号外第一四四号）

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区西神田一丁目一番一号

ローカスブルー株式会社

代表取締役　宮谷　聡

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千万九千七百二十円、資本準備金の額を五億二千五百三十七万四千四百九十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://biz.can-ly.com/

令和七年十一月二十八日

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号

株式会社カンリー

代表取締役　辰巳　衛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億八千七百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

また、資本準備金の額を十億九千五百万円減少し二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一一頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

株式会社ＩＮＰＥＸ南マカッサル

代表取締役　渡邉　章弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千八百五十二万七千六百五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　五十三頁（号外第八十二号）

令和七年十一月二十八日

京都市中京区夷川通柳馬場東入俵屋町二九五番地一

ｍｕｉ　Ｌａｂ株式会社

代表取締役　大木　和典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月九日であり、株主総会の決議は、令和七年十月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　宇部日報

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十八日

山口県山口市阿知須三二四三番地二

よしの印刷株式会社

代表取締役　吉野　進一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百二十一万七百六十三円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月九日

掲載頁　四十五頁（号外第四号）

令和七年十一月二十八日

福岡市中央区舞鶴二丁目三番六号

株式会社スカイディスク

代表取締役　内村　安里

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/1142064/announces

令和七年十一月二十八日

東京都港区芝三丁目四番一二号アバ三田芝公園駅前ビル六階

ＨＲプロビジョン株式会社

代表取締役　税光　利栄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千五百万円、資本準備金の額を四億四千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十八日

東京都港区南青山三丁目一〇番四三号

ＫＣＡＰＢＯ７株式会社

代表取締役　山﨑　智之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円、資本準備金の額を七千二百五十万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一三八号）

令和七年十一月二十八日

東京都大田区羽田旭町一〇番八号

ｐａｎｄａ・Ｆｌｉｇｈｔ・Ａｃａｄｅｍｙ株式会社　代表取締役　三浦　誠司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千七十三万六千五百二十一円、資本準備金の額を二億三千七十三万六千五百二十円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、令和七年十二月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主および同株主総会において決議予定の剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十八日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社水戸アカデミー

代表取締役　坪井　愼一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十八日

滋賀県野洲市市三宅八〇〇番地

京セラＡＶＸコンポーネンツ安曇川株式会社　代表取締役　モーリ・アヴェン

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十八日

大阪市都島区東野田町二丁目九番七号

株式会社アルテック

代表取締役　吉田　勉

合併につき株券等提出公告

当社は、コスモコンサルティング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月三十日までに当社にご提出ください。

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区東神田二丁目一〇番一四号

シー・ジー・エス株式会社

代表取締役　白山　敞

合併につき株券等提出公告

当社は、山藤福谷株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十八日

愛知県豊橋市花田町字石塚二六番地の二

マルケイ倉庫株式会社

代表取締役　富澤　功

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社２２３を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十八日

東京都港区虎ノ門一丁目一二番九号

株式会社野口医学研究所

代表取締役　堤　大造

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社森下産業グループを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十八日

東京都中央区日本橋小伝馬町八番九号

森下産業株式会社

代表取締役　森下陽一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李続旻が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十八日

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目二九番一―一一八号

PRINCE　REAL　ESTATE　CAMBODIA GROUP CO. LTD.

日本における代表者　李　続旻

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によって、その名称をＡ種種類株式としたうえで、その全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

また、当社は、当該定款変更の効力発生を条件として、全部取得条項付種類株式であるＡ種種類株式の全部（自己株式を除きます。）を取得することにいたしましたので公告します。

令和七年十一月二十八日

大阪府茨木市横江二丁目二番一号

株式会社イーステック

代表取締役　清水　裕行

取得条項付株式の取得日の通知公告

当社は、令和七年十二月十九日をもって、当社の取得条項付種類株式であるＢ種種類株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

令和七年十一月二十八日

奈良県大和高田市本郷町九番一七号

ワキ製薬株式会社

代表取締役　脇本真之介

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十八日

東京都中央区新川一丁目二八番地四四号Ｋ Ｔビル九階

株式会社久栄社

代表取締役社長　田畠　義之

訂正公告

令和七年十一月十九日（号外第二五四号）掲載の押収物還付公告に係る東京地方検察庁検察官に関する公告中、「17．㎜―㌔，1㎝」とあるのは、「17．㎜―㌔，1㎝」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月二十八日

東京地方検察庁検察官

訂正公告

令和七年十一月二十一日掲載の資本金の額の減少公告中、「代表取締役　ハメット・ハニーフ・アブドウラ」とあるは「代表取締役　ムハメット・ハニーフ・アブドウラ」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月二十八日

愛知県名古屋市西区木前町二一

カーベース株式会社

代表取締役　ムハメット・ハニーフ・アブドウラ